

事 指 第 1357 号

令和7年9月8日

大阪府土壌及び地下水の汚染等対策検討審議会

会長 益田 晴恵 様

大阪府知事 吉村 洋文

地下水の汚染が発見された場合における調査、対策等について（諮問）

新たに設定される水道水質基準に係る地下水の汚染が発見された場合において、有効かつ適切な対策を講ずるために必要な事項の考え方について、貴審議会の意見を求めます。

<説明>

府では、地下水汚染から人の健康を保護し生活環境を保全することを目的に、環境基準（平成9年3月環境庁告示第10号）又は水道水の水質基準（平成15年5月厚生労働省令第101号）を超過した値が検出された場合等に、関係機関が協力して、調査、対策、指導を円滑に実施するために必要な事項を「大阪府地下水質保全対策要領の運用」として定めています。

令和7年環境省令第19号により、令和8年4月1日付けで水道水質基準項目が改正されることから、本改正に伴う調査、対策、指導を円滑に実施するために必要な事項の考え方について、貴審議会の意見を求めるものです。